

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成27年3月23日

月曜日

号外

## 目次

### 告 示

○保安林の指定予定	1
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	2
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	3
○都市計画事業の事業計画の変更認可	5
○富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消し	7
○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出	
○指定障害福祉サービス事業者の指定	8

## 告 示

### 富山県告示第131号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市皆葎字手倉 136の1

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第132号

県営土地改事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営栃丘地区土地改事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営栃丘地区土地改事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成27年3月25日から

平成27年4月22日まで

### 3 縦覧の場所

高岡市役所

## 教示

- この土地改事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第133号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営七里池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

県営七里池地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成27年3月25日から

平成27年4月22日まで

**3 縦覧の場所**

魚津市役所

**教示**

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第134号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営五ヶ村地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営五ヶ村地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年3月25日から

平成27年4月22日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第135号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営窪田地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営窪田地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成27年3月25日から

平成27年4月22日まで

## 3 縦覧の場所

朝日町役場

### 教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第136号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 施行者の名称

富山市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

69号 山室二区公園

### 3 事業地

収用の部分 富山県富山市山室字西田割、山室字開割及び公文名字飛地割地内  
使用の部分 なし

#### 4 事業施行期間

平成12年12月20日から平成32年3月31日まで

### 富山県告示第137号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 施行者の名称

高岡市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・413号 下伏間江福田線

#### 3 事業地

##### (1) 収用の部分

平成20年富山県告示第553号及び平成25年富山県告示第175号の2の事業地のうち佐野及び下黒田字畑田地内において、事業地を変更し、京田地内を加える。

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業施行期間

平成20年12月10日から

平成32年3月31日まで

**富山県告示第138号**

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消しについて

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定を次のとおり取り消したので、富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第3項の規定により告示する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 取消年月日 平成27年3月10日
- 2 売りさばき人 岡崎 功
- 3 売りさばき所 富山市小泉町82番地

**富山県告示第139号**

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるとの届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第5条第2項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び下新川郡朝日町宮崎1353番地、朝日町漁業協同組合において平成27年3月23日から平成27年4月6日まで縦覧に供する。

平成27年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加入区	その他
中谷 紀男 下新川郡朝日町宮崎1454番地	朝日加入区 下新川郡朝日町（泊、	朝日町漁業協同組合 に対し、漁船損害等

宮内 和彦 下新川郡朝日町宮崎1391番地	東草野、大屋、横尾、 沼保、荒川、道下、平 柳を除く。)の区域	補償法第 113条第 1 項の申出をする。
--------------------------	---------------------------------------	--------------------------

## 富山県告示第140号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成27年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
行動援護	平成27年4月1日	1610500140	社会福祉法人野の草会	氷見市鞍川1855番地	こもれびの里行動援護事業所	氷見市鞍川1855番地